

山梨県知事 殿

申請者 住 所 印  
氏 名

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金支給対象者認定申請書

支給対象者の認定を受けたいので、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

<p>私は、大学等を卒業する日以後直近の4月初日（既卒者にあつては第6条に規定する認定申請日の属する年度の翌年度の4月初日）を起点とした10年間のうち8年間以上、山梨県内の対象業種企業に勤務し、かつ県内に定住する見込みです。</p> <p>はい・いいえ ※該当にマル（○）をしてください</p>			
申請者	住 所	〒	
	(ふりがな) 氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	電話番号	※必ず本人に繋がる電話番号を記載すること	
(申込日現在) 修学状況	名 称	高等専門学校 大学 大学院	学部 研究科 学科 専攻
	所在地	〒	
	在籍学年	※既卒者の場合は「既卒」と記載	卒業（予定） 年 月
	通学形態	自宅通学期間： 年 月 日～ 年 月 日 自宅外通学期間： 年 月 日～ 年 月 日	
奨学金	名 称	独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金	独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金
	金 額	円/月 (総額 円) ※新たに貸付を希望する者は希望額を記載。 ※卒業前2年間の貸与額を記載。	円/月 (総額 円) ※新たに貸付を希望する者は希望額を記載。 ※卒業前2年間の貸与額を記載。
	貸与期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日

※添付書類

- (1) 履歴書（様式第2号）
- (2) 応募理由書（様式第3号）
- (3) 大学生等は奨学金の借入を証する書類
- (4) 既卒者は奨学金の返還を証するもの
- (5) 成績証明書
- (6) 県外企業に在職していることが分かる書類（既卒者のうち、県外企業に就業している者のみ）
- (7) 会社都合で離職したことが分かる書類（既卒者のうち、会社都合により県内企業を離職した者のみ）
- (8) その他知事が必要と認める書類

# 履 歴 書

年 月 日現在

写真をはる位置

1. 縦 40 mm  
横 30 mm
2. 本人単身  
胸から上
3. 裏面のり  
づけ

ふりがな 氏 名		
年 月 日生（満 歳）	※ 男・女	
ふりがな 現住所 〒		電話 <small>（携帯）</small>
		<small>（固定）</small>
ふりがな 連絡先 〒		電話 <small>（携帯）</small>
<small>（現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入）</small>		<small>（固定）</small>

年	月	学歴・職歴（中学校卒業以後の経歴を記載）

得意科目・専攻科目	健康状態
-----------	------

メールアドレス（本人）：

（ふりがな） 保護者氏名	
住 所 〒	
メールアドレス：	電話番号
企業情報等の提供： 希望する ・ 希望しない ※	

- 記入上の注意
1. 鉛筆以外の黒又は青の筆記具で記入。
  2. 数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書く。
  3. ※印のところは、該当するものを○で囲む。
  4. メールアドレスは県から情報提供等を行うためにのみ使用します。

## 応 募 理 由 書

1 応募の動機

2 専門分野及び研究内容（既卒者は、在職中の業務経験についても記載）

3 将来活躍したい産業分野

様

山梨県知事

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金支給対象者認定通知書

年 月 日付で申請のあったことについて、下記のとおり支給対象者として認定しましたので、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

申請者	住 所	〒		
	(ふりがな) 氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	電話番号			
修学先等	名 称	高等専門学校 大学 学部 学科 大学院 研究科 専攻		
	所 在 地	〒		
	在籍学年		卒業（予定）	年 月
	通学形態	自 宅 通 学 期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日 自 宅 外 通 学 期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日		
奨学金	名 称	独立行政法人日本学生支援 機構第一種奨学金	独立行政法人日本学生支援 機構第二種奨学金	
	金 額	円/月 (総額 円) ※新たに貸付を希望する者は希望額 を記載。 ※卒業前2年間の貸与額を記載。	円/月 (総額 円) ※新たに貸付を希望する者は希望額 を記載。 ※卒業前2年間の貸与額を記載。	
	貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	

山梨県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名

印

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金支給対象者認定変更承認申請書

年 月 日付 第 号で通知のあった認定について、下記のとおり変更したいので、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

私は、大学等を卒業する日以後直近の4月初日（既卒者にあつては第6条に規定する認定申請日の属する年度の翌年度の4月初日）を起点とした10年間のうち8年間以上、山梨県内の対象業種企業に勤務し、かつ県内に定住する見込みです。

はい・いいえ ※該当にマル（○）をしてください

申請者	住 所	(変更前) 〒			
		(変更後) 〒			
	(ふりがな) 氏 名	(変更前)			
		(変更後)			
	生年月日	年 月 日			
	電話番号	(変更前) (変更後) ※必ず本人に繋がる電話番号を記載すること			
(申請日現在) 修学状況	名 称	(変更前)	高等専門学校 大学 大学院	学部 研究科	学科 専攻
		(変更後)	高等専門学校 大学 大学院	学部 研究科	学科 専攻
	所在地	(変更前) 〒			
		(変更後) 〒			
	在籍学年	※既卒者の場合は「既卒」と記載	卒業（予定）	年 月	
通学形態	自宅通学期間： 年 月 日～ 年 月 日 自宅外通学期間： 年 月 日～ 年 月 日				
奨学金	名 称	独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金	独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金		
	金 額	円/月 (総額 円) ※新たに貸付を希望する者は希望額を記載。 ※卒業前2年間の貸与額を記載。	円/月 (総額 円) ※新たに貸付を希望する者は希望額を記載。 ※卒業前2年間の貸与額を記載。		
	貸与期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日		

※添付書類

- ・変更の内容を証するために必要な書類

様

山梨県知事

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金支給対象者認定変更承認通知書

年 月 日付で申請のあったことについて、年 月 日付第 号で通知した支給対象者認定を、下記のとおり変更することを承認したので、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

申請者	住 所	〒		
	(ふりがな) 氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	電話番号			
修学先等	名 称	高等専門学校 大学 学部 学科 大学院 研究科 専攻		
	所 在 地	〒		
	在籍学年		卒業（予定）	年 月
	通学形態	自 宅 通 学 期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日 自 宅 外 通 学 期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日		
奨学金	名 称	独立行政法人日本学生支援 機構第一種奨学金	独立行政法人日本学生支援 機構第二種奨学金	
	金 額	円/月 (総額 円) ※新たに貸付を希望する者は希望額 を記載。 ※卒業前2年間の貸与額を記載。	円/月 (総額 円) ※新たに貸付を希望する者は希望額 を記載。 ※卒業前2年間の貸与額を記載。	
	貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所 印  
氏 名

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金支給対象者認定辞退届

年 月 日付 第 号で通知のあった認定を下記の理由により  
辞退したいので、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第9条第  
1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

（辞退理由）

（添付書類）認定通知書の写し（または変更承認通知書の写し）

様

山梨県知事

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金支給対象者認定取消通知書

年 月 日付で届出のあったことについて、支給対象者の認定を取り消しましたので、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

山梨県知事 殿

申請者 住 所 印  
氏 名

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付申請書

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金の交付を受けたいので、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

私は、大学等を卒業する日以後直近の4月初日（既卒者にあつては第6条第3項に規定する認定通知日の属する年度の翌年度の4月初日）を起点とした10年間のうち8年間以上、山梨県内の対象業種企業に勤務し、かつ県内に定住する見込みです。

はい・いいえ ※該当にマル（○）をしてください。

申請者	住 所	〒	
	(ふりがな) 氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	電話番号		メール アドレス
就職先	名 称		
	所 在 地	〒	
	代表者名		
	電話番号		
	就業年月日	年 月 日	
奨学金	名 称	独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金	独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金
	貸与金額	円/月 (総額 円) ※卒業前2年間の貸与額を記載。	円/月 (総額 円) ※卒業前2年間の貸与額を記載。
	貸与期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	返還残額	総額 円 ※卒業前2年間の残額(利子分除く)	返還残額 総額 円 ※卒業前2年間の残額(利子分除く)
	返還期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	通学形態	自宅通学期間： 年 月 日～ 年 月 日 自宅外通学期間： 年 月 日～ 年 月 日	
状給 況付	※どちらかにレ点をしてください。※必要に応じて自治体に問合せを行います。 <input type="checkbox"/> 私は本事業以外に日本学生支援機構貸与奨学金の返還支援を受けておりません。 <input type="checkbox"/> 私は本事業以外に日本学生支援機構貸与奨学金の返還支援を受けています。 (自治体名： 交付決定額： 円)		
連帯保証人の確約	申請者が交付を受ける補助金について、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第18条第2項または第19条第2項の規定に基づき返還となった場合には、本人と連帯して債務を負担します。 年 月 日 住 所 氏 名 生 年 月 日 電 話 番 号 本人との続柄 印		

※添付書類

- (1) 返還誓約書（様式第10号）
- (2) 連帯保証人の印鑑登録証
- (3) 在職証明書（様式第11号）
- (4) 住民票の写し
- (5) 奨学金の借入を証する書類
- (6) 支給対象者認定通知書の写し（または変更承認通知書の写し）
- (7) その他知事が必要と認める書類

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所 〒  
電話番号  
氏 名

印

返 還 誓 約 書

年 月 日付で交付認定申請をしました山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金について、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第18条第2項または第19条第2項の規定に基づき返還が決定した場合には、定められた支払い期限までに滞りなく支払います。

また、期日までに返還しなかった場合は、請求された延滞金を支払うことに同意します。

## 在 職 証 明 書

氏名	ふりがな
生年月日	年 月 日
現住所	〒
就職年月日	年 月 日
業種	
現在の所属部署	本 社 部 課 事 業 所
在職地住所	
現在の職務内容	
山梨県内在職期間	年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日

上記の者は、当社の正規雇用者（注）であることを証明します。

年 月 日

事業所 所在地 〒

名 称

代 表 者

印

電話番号

（ 記入担当者 所属部署  
役職・氏名 ）

（注）正規雇用者とは、雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、賞与、退職金、諸手当等において、就業規程等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態の者。

様

山梨県知事

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書で申請のあったことについては、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので要綱第11条第2項の規定により通知します。

なお、交付申請時の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに要綱第12条の変更承認申請書を提出してください。

また、各年度の状況報告について要綱第14条（認定期間の終了後においては要綱第17条）の規定により翌年度の知事が別に定める日までに提出してください。

記

1 本補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

交付決定額 金 円

2 補助期間

年 月 日 から 年 月 日までの10年間のうち8年間

3 交付条件

- (一) 10年間のうち、県内に住所を有し、対象業種企業の対象事業所等に就業した期間に応じて交付（通算8年間勤務で交付決定額の満額を交付）する。
- (二) 転勤等により県外事業所等で勤務した期間は補助期間に含まれない。
- (三) 交付決定を受けた者は、交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに変更承認申請書により申請し、知事の承認を受けなければならない。
- (四) 交付決定を受けた者は、状況報告を、各年度の翌年度の知事が別に定める日までに行わなければならない。
- (五) 交付決定を受けた者は、実績報告を、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日または満了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。
- (六) 補助金は要綱第17条の実績報告書の提出を受け、精算払いにより交付する。ただし、次の要件を全て満たす場合には、各年度の状況報告に併せて、要綱第16条の補助金概算払請求書を提出することにより、概算払いによる交付を請求することができる。
  - ① 県内に住所を有していること
  - ② 要綱第5条の計算に従い通算した前年度の勤務期間が1月以上あること
  - ③ 奨学金の返済を滞納なく履行していること
- (七) 次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに要綱第13条の補助金廃止承認申請書を提出すること。
  - ① 対象企業での就業後に会社都合又は自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合に限る。）で離職し、再び、対象企業で就業せず、合算して12ヶ月を超えた場合
  - ② 対象企業での就業後に自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）で離職し、再び、対象企業で就業せず、合算して6ヶ月を超えた場合
  - ③ 県外に転出した場合（ただし、会社都合による県外勤務期間を除く。）
  - ④ 奨学金返済を全額免除された場合
  - ⑤ 本補助金の受給を辞退しようとする場合

- (八) 廃止の承認を受けた支給対象者が既に概算払いにより補助金の交付を受けている場合において、第5条の計算に従い通算した勤務期間が3年に満たないときは、当該概算払いに係る補助金の全額について返還を命ずる。
- (九) 次の各号のいずれかの要件に該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ① 虚偽の申請その他の不正行為により本補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
  - ② 奨学金返済を滞納した場合
  - ③ 要綱第14条による報告を怠った場合
  - ④ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合
  - ⑤ 他の自治体が行う奨学金の返還支援事業と重複した場合
  - ⑥ その他知事が不相当と認めた場合
- (十) 知事は、交付決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書により通知するものとし、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- (十一) 補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (十二) 補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

山梨県知事 殿

申請者 住 所 印  
氏 名

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号による交付決定に係る内容について、  
下記のとおり変更したいので、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要  
綱第12条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

変更する項目		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更する理由		

※添付資料（変更の内容を証するために必要なものについて添付）

- ・在職証明書（様式第11号）
- ・住民票写し
- ・奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書（※奨学金貸与額減額変更の場合）
- ・連帯保証人の印鑑登録証
- ・その他知事が必要と認める書類

※連帯保証人に関する変更がある場合は、下記についてもご記入ください。

連帯保証人の確約	申請者が交付を受ける補助金について、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第18条第2項または第19条第2項の規定に基づき返還となった場合には、本人と連帯して債務を負担します
	年 月 日
	住 所
	氏 名
	生年月日
	電話番号 本人との続柄
	印

様

山梨県知事

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付の変更承認申請書で申請のあったことについては、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更交付することに決定したので同項の規定により通知します。

なお、交付申請時の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに要綱第12条の変更申請書を提出してください。

また、各年度の状況報告について要綱第14条（認定期間の終了後においては要綱第17条）の規定により翌年度の知事が別に定める日までに提出してください。

記

- 1 本補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

交付決定額 金 円

- 2 補助期間

年 月 日 から 年 月 日までの10年間うち8年間

- 3 変更事由

- 4 交付条件

- (一) 10年間のうち、県内に住所を有し、対象業種企業の対象事業所等に就業した期間に応じて交付（通算8年間勤務で交付決定額の満額を交付）する。
- (二) 転勤等により県外事業所等で勤務した期間は補助期間に含まれない。
- (三) 交付決定を受けた者は、交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに変更承認申請書により申請し、知事の承認を受けなければならない。
- (四) 交付決定を受けた者は、状況報告を、各年度の翌年度の知事が別に定める日までに行わなければならない。
- (五) 交付決定を受けた者は、実績報告を、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日または満了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。
- (六) 補助金は要綱第17条の実績報告書の提出を受け、精算払いにより交付する。ただし、次の要件を全て満たす場合には、各年度の状況報告に併せて、要綱第16条の補助金概算払請求書を提出することにより、概算払いによる交付を請求することができる。
- ① 県内に住所を有していること
- ② 要綱第5条の計算に従い通算した前年度の勤務期間が1月以上あること
- ③ 奨学金の返済を滞納なく履行していること
- (七) 次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに要綱第13条の補助金廃止承認申請書を提出すること。
- ① 対象企業での就業後に会社都合又は自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合に限る。）で離職し、再び、対象企業で就業せず、合算して12ヶ月を超えた場合
- ② 対象企業での就業後に自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合

を除く。)で離職し、再び、対象企業で就業せず、合算して6ヶ月を超えた場合

- ③ 県外に転出した場合(ただし、会社都合による県外勤務期間を除く。)
  - ④ 奨学金返済を全額免除された場合
  - ⑤ 本補助金の受給を辞退しようとする場合
- (八) 廃止の承認を受けた支給対象者が既に概算払いにより補助金の交付を受けている場合において、第5条の計算に従い通算した勤務期間が3年に満たないときは、当該概算払いに係る補助金の全額について返還を命ずる。
- (九) 次の各号のいずれかの要件に該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ① 虚偽の申請その他の不正行為により本補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
  - ② 奨学金返済を滞納した場合
  - ③ 要綱第14条による報告を怠った場合
  - ④ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合
  - ⑤ 他の自治体が行う奨学金の返還支援事業と重複した場合
  - ⑥ その他知事が不相当と認めた場合
- (十) 知事は、交付決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書により通知するものとし、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- (十一) 補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (十二) 補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

山梨県知事 殿

申請者 住 所 印  
氏 名

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金廃止承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助金について、次の理由により廃止したいので、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

（廃止理由）該当する項目に「○（マル）」を記入してください。

	対象企業での就業後に会社都合又は自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合に限る。）で離職し、再び、対象企業で就業せず、合算して 12 ヶ月を超えたため
	対象企業での就業後に自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）で離職し、再び、対象企業で就業せず、合算して 6 ヶ月を超えたため
	県外に転出したため（ただし、会社都合による県外勤務期間を除く。）
	奨学金返済を全額免除されたため
	補助金の受給を辞退したため （理由： _____）

※添付資料（内容を証するために必要なものについて添付）

- ・ 認定通知書の写し（または変更承認通知書の写し）
- ・ 在職証明書（様式第 11 号）
- ・ 住民票の写し
- ・ 退職・就職の日付の分かる書類
- ・ 奨学金の返済について全額免除されたことを証する書類
- ・ その他知事が必要と認める書類

様

山梨県知事

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金廃止承認通知書

年 月 日付の廃止承認申請書で申請のあったことについては、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、廃止を承認することに決定したので通知します。

また、実績報告について、要綱第17条の規定により知事が別に定める日までに提出してください。

山梨県知事 殿

申請者 住 所 印  
氏 名  
電話番号

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金状況報告書

年 月 日付 第 号による交付決定に係る前年度の奨学金返還状況について、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

前々年度までの返還額計①	
前年度における返還額②	
今年度以降の返還予定額③	
返還総額 (①+②+③)	

※この報告書は、毎年度の現況を確認し、支払いを行うための重要な書類ですので、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項に定める報告期限までに必ず報告してください。

※添付書類

- (1) 在職証明書 (様式第 1 1 号)
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書
- (4) 交付決定通知書の写し (または変更交付決定通知書の写し)

山梨県知事 殿

申請者 住 所 印  
氏 名

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助金について、  
山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により、  
下記のとおり概算払いによる交付を請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 請求金額内訳

交付決定額 円 × 報告年度勤務月数 月 ÷ 8 ÷ 12 (端数切捨)

3 補助金振込先口座

金 融 機 関 名	銀行							
	信用組合							本店
	信用金庫							支店
	農業協同組合							
口座種類・口座番号	1 普通							
	2 当座							
	3 その他 ( )							
( ふ り が な )								
口 座 名 義 人								

※口座名義は、申請者氏名と同一にしてください。

山梨県知事 殿

申請者 住 所 印  
氏 名

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあったことについて、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 奨学金返還額

前々年度までの返還額計①	
前年度における返還額②	
今年度以降の返還予定額③	
返還総額（①+②+③）	

2 補助金振込先口座

金融機関名	銀行							
	信用組合							本店
	信用金庫							支店
	農業協同組合							
口座種類・口座番号	1 普通							
	2 当座							
	3 その他（ ）							
(ふりがな)								
口座名義人								

※口座名義は、申請者氏名と同一にしてください。

※添付書類

- (1) 在職証明書（様式第11号）
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書
- (4) 交付決定通知書の写し（または変更交付決定通知書の写し）



様

山梨県知事

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付の決定をした標記補助金については、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、補助金返還額が発生する場合は、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第 1 9 条第 2 項及び第 2 0 条に基づき、別途送付します納付書により返還してください。

記

- 1 取消しの理由
  
- 2 取消し後の補助期間                      年間
  
- 3 交付済額                      金                      円
  
- 4 取消し後の交付確定額                      金                      円
  
- 5 返還を命じる補助金額                      金                      円
  
- 6 加算金                      金                      円
  
- 7 返還額合計                      金                      円